

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 圭室, 文雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9932

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

圭 室 文 雄

目 次

第一章 遊行上人廻国史料の検討	35
第1節 調査の目的と調査を行なった寺院	35
第2節 歴代遊行上人廻国史料の所在	38
第3節 賦存上人廻国の道順	38
第4節 賦存廻国史料の残存状態	43
第5節 廻国史料作成の意図	45
第二章 賦存上人廻国と藩主の対応	46
第1節 積極的に保護した藩主	46
第2節 上人廻国を拒否した藩主	47
第3節 藩主側史料にみる準備の様子	53
第三章 賦存上人の廻国と末寺と信者	56
第1節 末寺側の対応	56
第2節 信者と上人のつながり	58
おわりに	64

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

圭 室 文 雄

第一章 遊行上人廻国史料の検討

第1節 調査の目的と調査を行なった寺院

庶民信仰の展開を江戸時代に限って追求していく時、民衆の求めている信仰は決して教義的に高いものではないことがわかる。しかしこれまでの研究では、ともすれば教義の面から民衆信仰を理解しようという方向が多かった。ところが、このような方法では受け手の側の思考は全く欠落してしまう。また各宗派にわたって考察すると、布教者としては、往生論・往生伝・妙孝人伝など、教義を平易に説明するとともに、さらに極楽往生の様子を描きこの理想郷に至る前段階としての現世での生活訓をとき、それは封建倫理にもっとも適合する論理を構成している。しかしこれも布教者の側の姿勢を示すものであっても民衆との接点でのなまの型の布教姿勢を示すものではなかった。

ところが昭和41年神奈川県藤沢市にある時宗総本山清浄光寺の古文書調査に赴いて、『遊行日鑑』に接する機会をえて、布教者と民衆の生き生きとした触合いをその行間に感じたのである。その後調査を続ける過程でこの『遊行日鑑』は江戸中期の正徳元年(1711)～大正11年(1922)に至る約210年の期間にわたり145冊ほど残されていることがわかった。これについてはすでに『藤沢市史資料所在目録』第12集に所収している。またこの『遊行日鑑』のうち前半部分の正徳元年(1711)～宝暦10年(1760)までの約50年間のものは、昭和51年～53年に文部省科学研究費刊行助成金の助成をうけ、『遊行日鑑』第1巻～第3巻として角川書店から刊行した。いずれも約700ページにのぼるぼう大な史料集である。

『遊行日鑑』は歴代の遊行上人が全国を廻国した時の旅日記である。もとより遊行上人が自分で書いたものではなく、側近の書記役が記したものである。その内容は相模国藤沢の清浄光寺を出発する様子から江戸幕府との対応、さらに全国をほぼ10年で廻国するがその時の各地の領主との交渉、廻国先の接待、領主の対応、家臣や町人、農民と上人の対応、宿舎手配の様子などなど、日々の細かい出来事が詳細に記されている。しかしこの史料に限界がないわけではない。遊行上人側の発想で記されているため、対応する側の意向がつかみきれていない点がある。それゆえ上人の廻国先である時宗の末寺に残る史料を徹底的に調査して、上人側の史料と対比させることが必要になってくる。そこでこの作業にとりかかろうとしていた時期、すなわち昭和53年～54年にかけて明治大学人文科学研究所の重点研究に指定されたことは大変にありがたいことであった。やや時期はずれるが別グループで文部省科学研究費総合(A)の助成もうけたので、これと合同で全国の時宗寺院史料の悉皆調査に着手することができた。このような調査はもとより一人で出来るものではなく多くの方々の御協力を得た。特に、次の方々からは多大なる御力添えをえた。明治大学文学部教授下

出積與先生・明治大学商学部助教授孝本貢氏・明治大学文学部兼任講師宇佐美正利氏・明治大学大学院博士後期課程学生根本誠二氏・同滝音能之氏、学外の方では学習院大学教授児玉幸多先生・駒沢大学教授杉山博先生・大正大学文学部講師橘俊道先生・筑波大学助教授大浜徹也氏・藤沢市文書館高野修氏・山形県史編纂室竹田賢正氏・東京女学館短期大学講師松木裕美氏・大正大学文学部教授藤井正雄氏・淑徳大学社会福祉学部助教授長谷川匡俊氏の各位に、また人吉願成寺・鹿児島県立図書館の史料については熊本県球磨郡五木村の佐藤光昭氏にご教示いただいた。そしてこれらの方々と一緒に調査に赴いた全国130か所で、そのうち、時宗に関する史料の所在が確認されて目録作成をしたのは次の所である。

岩手県 光林寺（石鳥谷）・教浄寺（盛岡市）・常楽寺（花巻市）・成沢寺（東和町）・常福寺（遠野市）・長光寺（水沢市）・藤勢寺（藤沢町）・長徳寺（藤沢町）

秋田県 竜泉寺（秋田市）・声体寺（秋田市）・秋田県立図書館佐竹文庫（秋田市）・金光寺（秋田市）

山形県 光明寺（山形市）・遍照寺（山形市）・西光寺（大石田町）・西光寺（上之山市）・長泉寺（鶴岡市）

宮城県 永福寺（涌谷町）・専称寺（登米町）・常楽寺（登米郡）・専念寺（亶理町）

福島県 弘長寺（会津若松市）・教林寺（南会津）・金徳寺（須賀川市）・称念寺（二本松市）・小峯寺（白河市）・法蔵寺（三春町）・照国寺（南会津）・宝林寺（福島市）

栃木県 専称寺（那須町）・不退寺（大田原市）・応願寺（宇都宮市）・光照寺（小山市）・長蓮寺（真岡市）・宝勝寺（宇都宮市）・住林寺（小野寺）・涅槃寺（佐野市）・巖浄寺（佐野市）・法王寺（真弓町）・東漸寺（喜連川町）・蓮華寺（茂木町）

神奈川県 清浄光寺（藤沢市）

山梨県 西念寺（吉田）・称願寺（黒駒）

茨城県 彰考館文庫（水戸市）・神応寺（水戸市）

新潟県 西光寺（加茂市）・乗蓮寺（三条市）・専称寺（柏崎市）・来迎寺（十日町市）・称念寺（上越市）・極楽寺（長岡市）・専念寺（矢田）

富山県 浄禅寺（富山市）

石川県 玉泉寺（金沢市）

静岡県 行興寺（磐田郡）・西光寺（磐田郡）・省光寺（見附町）

愛知県 光明寺（岡崎市）・円福寺（名古屋市）・蓮台寺（常滑市）・称名寺（大浜町）・光明寺（甚目寺町）

岐阜県 金蓮寺（垂井町）・阿弥陀寺（垂井町）・西光寺（養老町）

福井県 称名寺（小浜市）

滋賀県 浄信寺（木之本町）・阿弥陀寺（菅浦）・高宮寺（高宮町）

京都府 金蓮寺（京都市）

兵庫県 興長寺（竹野町）

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

岡山県 岡山大学図書館池田家文庫（岡山市）

広島県 本願寺（福山市）・常称寺（尾道市）・西郷寺（尾道市）・慈観寺（尾道市）・観音寺（三原市）

島根県 万福寺（益田市）

山口県 専念寺（下関市）

福岡県 金台寺（芦屋町）

熊本県 願行寺（玉名市）・願成寺（人吉市）・熊本大学図書館細川家文庫（熊本市）・春光寺（八代市）

大分県 永福寺（別府市）

鹿児島 鹿児島県立図書館

以上87か所である。これらの所で制作した史料目録は昭和56年度に刊行を予定している。この目録が刊行されれば庶民信仰の研究に新しい視角が提出されることと思う。また研究者にとっては大変便利なものになると信ずる。

本研究費を活用してこれまで全く未整理の史料を調査公刊しうことは大変に意義深いことと思う。ここに所収されている史料は中世～近世の寺院史料のさまざまなものがある。これらの中の一

第1表 遊行上人廻国史料所在地名(遊行上人廻国順)

歴代数	上人名	在位期間 (西暦)	没年齢	小 峯 寺 (白河)	内 藤 家 文 書	法 蔵 寺 (三春)	光 明 寺 (山形)	専 称 寺 (登米)	教 浄 寺 (盛岡)	秋 田 ・ 佐 竹 文 庫	来 迎 寺 (十日町)	称 念 寺 (上越市)	興 長 寺 (竹野)	岡 山 ・ 池 田 家 文 庫	常 称 寺 (尾道)	万 福 寺 (益田)	願 成 寺 (人吉)	光 明 寺 (甚目寺)	西 光 寺 (磐田)	称 願 寺 (黒駒)		
35代	法爾	1627~1640	78							○												1
39	慈光	1653~1659	52											○								1
42	尊任	1668~1683	67							○								○				2
43	尊真	1685~1691	63							○												1
44	尊通	1692~1695	56											○								2
46	尊証	1697~1700	57		○		○			○												3
47	唯称	1702~1708	63											○					○			2
48	賦国	1708~1711	56				○															1
49	一法	1712~1721	62							○	○	○		○					○	○		6
50	快存	1726~1735	83							○	○	○		○								5
51	賦存	1742~1754	75		○		○			○	○	○		○	○	○						9
52	一海	1757~1761	79										○						○			2
53	尊如	1769~1776	68	○			○		○		○			○	○	○					○	8
54	尊祐	1791~1800	73				○				○			○	○	○	○					7
55	一空	1812~1815	68		○		○						○		○	○						5
56	傾心	1824~1835	77								○			○	○	○	○				○	6
57	一念	1848~1858	79	○		○	○	○	○		○			○	○	○				○	○	10
					2	3	1	7	1	2	7	7	2	2	10	5	7	3	7	2	3	

か寺を取り上げてみれば、その史料で寺の信仰の実相を歴史的につづることができると共に、寺院経営のあり方、寺送り証文の研究、土地集積の過程など、多角的に研究のメスが入られると思う。

勿論これらの史料から歴代遊行上人廻国行脚の様子をあきらかにできる史料もかなり発見できた。次にそれについてみてみよう。

第2節 歴代遊行上人廻国史料の所在

これらの調査で、遊行廻国に関する史料が発見されたのは、第1表の如き場所からである。

この表でみると江戸時代の遊行35代法爾～57代一念の23人の上人の中で36・37・38・40・41・45代を除く17人の上人を追跡することができるとうわかった。歴代ごとにみても、廻国先の様子を追跡・検討する場合、5か所以上を必要とするならば57代一念10か所・51代賦存9か所・53代尊如8か所・54代尊祐7か所・56代傾心6か所・49代一法6か所ぐらいになる。これら6人の上人の廻国の様子についてはある程度検討することが可能である。これまでに小生は「遊行第49代上人一法の廻国について」（圭室文雄・大桑齊編『近世仏教の諸問題』雄山閣）・「50代快存上人の廻国」（圭室文雄・橋俊道編『庶民信仰の源流』名著出版）において一法上人と快存上人の廻国についてあきらかにした。また51代賦存上人についても岡山地方に限ってはすでに「幕藩領主と遊行上人」（下出積與編『日本における国家と宗教』大蔵出版）においてその廻国の様子を若干ながら検討した。しかしこれ以外の上人についてはこれまで小生もとりあげたことはなく、また他の研究者においても充分検討を加えられた論稿も管見の限りではない。遊行上人歴代の研究はその緒についたばかりといえよう。

さて、次にここにあげた17か所の地域のうち一地域で何人の上人の廻国が検討できるかみてみると、もっとも多いのは10代の上人が追跡できる岡山大学図書館池田家文庫である。これは岡山藩主池田家が寄託した文書であるが、末寺側の対応の史料というよりはむしろ藩側の対応の史料である。これについてはいずれも7代の上人が追跡できる秋田県立図書館佐竹文庫（秋田市）・光明寺（山形市）・来迎寺（十日町市）・万福寺（益田市）・光明寺（甚目寺町）の5か所である。さらにこれについて5代の上人が追える常称寺（尾道市）がある。これらの所は佐竹文庫を除けばいずれも時宗寺院としてそれぞれの地域で格式の高い寺である。それゆえ遊行上人の廻国に際してはかなり長期間滞在した寺である。そのことが史料を大量に残していたといえよう。そして伝存の過程において火災にあわずにすんだという幸運な条件が重なったともいえる。

調査の過程で史料残存の状況が以上のようなものであることがあきらかになった。しかしこれだけ大量かつ広範囲にわたる調査結果をまとめることは当然のことながら困難を伴うものである。それゆえここでは『遊行日鑑』のうちすでに日鑑が刊行された上人、すなわち49代一法、50代快存、51代賦存、52代一海の4人の中で最も多く史料が発見された51代賦存上人をとりあげてその廻国の様子を検討してみたい。

第3節 賦存上人廻国の道順

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

第51代賦存上人は「遊行系図」(彰考館本)によると次のようにえがかれている。「五十一代賦存、四十八代御弟子見附省光寺、百十六代桜町院即位八年、寛保二壬戌三月十八日、於相州藤沢山賦算六十四歳、寛保五戊辰三月入洛、宝曆四甲戌閏二月十三日、発於京都趣干大坂而後泉州・勢州・東海道筋行化、同年七月七日、入于藤沢山、遊行出入十三年、宝曆六丙子年二月二十八日於同処入寂、独住三年、春秋七十五歳」(『定本時宗聖典』下巻)とみえる。寛保2年(1742)～宝曆4年(1755)の13年間に賦存上人の全国遊行廻国期間であったことが察せられる。賦存上人の廻国について橋俊道『遊行過去帳』と『御先使手控』(『遊行日鑑』第2巻所収)によると次のようなコースになっている。

寛保2年(1742)

7月25日	府中	
8月5日	川口	
15日	大蔵	向徳寺
29日	本田	称名寺
9月15日	譲原	満福寺
29日	山名	光台寺
10月12日	安中	長徳寺
11月1日	板鼻	聞名寺
12日	浜川	来迎寺
27日	秋妻	光林寺
12月10日	佐野	涅槃寺(越年)

寛保3年(1743)

1月17日	牧	秀林寺
29日	小野寺	住林寺
2月9日	卒島	新善光寺
22日	小山	光照寺
29日	結城	常光寺
3月18日	下妻	金福寺
27日	下妻	新福寺
4月9日	北条	無量院
29日	谷田部	長徳寺
閏4月2日	布施	善照寺
17日	本郷	本福寺
29日	佐倉	松林寺
5月9日	新井田	称名寺
26日	介崎	(乗)成願寺

6月9日	大竹	円光寺
22日	根本	阿弥陀寺
7月5日	江戸崎	顕声寺
12日	常州	万徳寺
30日	湊	光明寺
8月51日	住吉	教住寺
20日	羽黒	福蔵寺
21日	真壁	常永寺
9月4日	下館	蔵福寺
10日	真岡	長蓮寺
22日	宇都宮	応願寺
10月12日	鳥山	極楽寺
25日	喜連川	東漸寺
11月2日	黒羽	新善光寺
16日	伊王野	専称寺
12月2日	白川	小峰寺 (越年)
延享元年 (1744)		
1月18日	須賀川	金徳寺
19日	三春	法蔵寺
晦日	岩城	城西寺
2月14日	相馬	西光寺 (浄土)
24日	桑折	光林寺
晦日	福島	宝林寺
3月5日	二本松	称念寺
13日	会津	西光寺
28日	米沢	誓願寺
4月10日	山形	光明寺
23日	白石	常林寺
27日	角田	専福寺
5月4日	亘理	専念寺
11日	仙台	真福寺
27日	涌谷	永福寺
6月3日	登米	専称寺
7日	一関	
8日	水沢	長光寺

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

16日	遠野	常福寺
25日	寺林	光林寺
7月11日	盛岡	教浄寺
25日	八戸	来迎寺
8月2日	青森	正覚寺
8日	津軽	貞昌寺
20日	久保田	声体寺
9月9日	庄内	長泉寺
16日	村上	
22日	梶村	
24日	加茂	西光寺
28日	三条	乘蓮寺
10月2日	長岡	極楽寺
8日	吉水	教念寺
11日	矢田	専念寺
12日	北条	専称寺
16日	妻有	来迎寺
22日	高田	称念寺
11月3日	富山	浄禅寺
9日	高岡	称念寺
14日	金沢	玉泉寺 (越年)
延享2年 (1745)		
3月5日	大聖寺	
7日	<small>(丸岡)</small> 長崎	称念寺
22日	福井	乘久寺
4月5日	岩本	成願寺
13日	宮谷	興徳寺
25日	府中	称名寺
5月5日	敦賀	西方寺
6月4日	小浜	西福寺
24日	田辺	浄土寺
7月3日	宮津	仏性寺
18日	出石	称念寺
7月26日	豊岡	光行寺
8月3日	竹野	<small>(興)</small> 弘長寺

9月7日 鳥取 一行寺
 10月2日 稻光 万福寺
 6日 米子 心光寺
 13日 四日市 安養寺
 13日 松江 信楽寺
 11月8日 尾道 常称寺
 12月1日 広島 誓願寺
 晦日 益田 万福寺 (越年)

延享3年 (1746)

1月14日 津和野 信盛寺
 25日 萩 常念寺
 2月16日 山口 善福寺
 3月12日 下関 専念寺
 26日 小倉 欣浄寺
 4月14日 芦屋 金台寺
 24日 博多 称名寺
 5月25日 唐津 浄楽寺
 6月6日 佐賀 願勝寺
 26日 久留米 宗安寺
 7月20日 柳川 瑞松院
 8月2日 島原 江東寺
 12日 高瀬 願行寺
 9月6日 熊本 阿弥陀寺
 25日 八代 莊嚴寺
 10月7日 薩州 専修寺
 16日 阿久根 阿弥陀寺
 22日 隈城 称名寺
 11月2日 伊集院 竜泉寺
 2日 鹿児島 浄光明寺 (越年)
 12月12日 大隅 念仏寺

延享4年 (1747)

1月21日 都城 光明寺
 2月4日 志布志 浄徳寺
 晦日 福島 昌福寺
 晦日 飢肥 光照寺

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

3月22日	佐土原	光照寺
4月5日	延岡	三福寺
13日	竹田	正覚寺
25日	臼杵	大橋寺
5月4日	宇和島	大超寺
14日	大洲	寿栄寺
22日	奥谷	宝巖寺
6月14日	西条	善通寺
26日	高知	称名寺
7月19日	徳島	自明院
8月8日	高松	円明院
16日	丸亀	寿覚院
26日	鞆	本願寺
9月15日	津山	泰安寺
22日	岡山	浄念寺
10月17日	赤穂	満福寺
22日	竜野	如来寺
28日	姫路	心光寺
11月11日	明石	法音寺
15日	兵庫	真光寺 (越年)

寛延元年 (1748)

3月7日	京七条	金光寺
6月19日	京	誓願寺
25日	京七条	金光寺 (宝暦4年まで在京)

宝暦4年 (1754)

閏2月14日	大坂	
4月2日	泉州堺	
5月19日	浜松	
28日	見付	西光寺
6月9日	見付	省光寺
22日	見付	西光寺
7月7日	藤沢山	帰入

と以上のようになっている。

第4節 賦存廻国史料の残存状態

まず賦存上人の側の旅日記ともいえる史料『遊行日鑑』が揃っているかどうかみてみよう。

- | | | |
|-----|----------------------|----------|
| 1. | 寛保2年3月19日～7月14日 | 藤沢～江戸 |
| 2. | 寛保2年7月15日～12月24日 | 江戸～佐野 |
| 3. | 寛保3年1月1日～9月4日 | 佐野～大竹 |
| 4. | 寛保2年9月5日～12月30日 | 大竹～二本松 |
| 5. | 延享元年3月11日～9月22日 | 二本松～村松 |
| 6. | 延享元年9月24日～12月29日 | 加茂～金沢 |
| 7. | 延享2年1月1日～10月13日 | 金沢～安木 |
| 8. | 延享2年10月13日～12月29日 | 安木～益田 |
| 9. | 延享3年1月1日～8月3日 | 益田～長洲 |
| 10. | 延享3年8月3日～12月30日 | 島原～鹿児島 |
| 11. | 延享4年1月1日～8月7日 | 鹿児島～徳島吹田 |
| 12. | 延享4年8月6日～12月29日 | 徳島吹田～兵庫 |
| 13. | 延享5年1月1日～6月18日 | 兵庫～京都 |
| 14. | 延享5年5月27日～寛延2年7月19日 | 京都 |
| 15. | 寛延2年7月20日～ | 京都 |
| 16. | 寛延3年7月20日～寛延4年6月24日 | 京都 |
| 17. | 寛延4年6月25日～宝暦元年12月30日 | 京都 |
| 18. | 宝暦2年1月1日～9月7日 | 京都 |
| 19. | 宝暦2年9月8日～宝暦3年5月26日 | 京都 |
| 20. | 宝暦3年5月27日～宝暦4年1月20日 | 京都 |
| 21. | 宝暦4年1月20日～4月16日 | 京都～津 |
| 22. | 宝暦4年4月16日～8月15日 | 津～藤沢 |

以上のように合計22冊を数えることができる。ところがこのうち2と4の2冊はすでに清浄光寺には現存しておらず、また14～20はつい最近発見されたが修理中とのことでまだ見られない状況にある。それゆえここでは1・3, 5～13, 21～22の合計13冊を対象とした。これらはいずれも刊行された『遊行日鑑』第2巻～3巻(角川書店)に所収されている。

つぎに賦存上人廻国についての藩主側、末寺側に残された史料をあげると次の如くである。

[藩側の史料]

◎秋田藩(藩主佐竹義峯、34万石)の史料

1. (遊行上人来藩記) 一冊 延享元年7月, 秋田県立図書館佐竹文庫

◎岩城平藩(藩主内藤政樹・7万石)の史料

1. 遊行上人覚書 延享元年2月 一冊 明治大学図書館内藤家文書
2. 遊行上人覚書 延享元年2月 一冊 明治大学図書館内藤家文書
3. 遊行上人一卷 延享元年2月 一冊 明治大学図書館内藤家文書
4. 遊行上人廻国ニ付諸式覚書 延享元年 一冊 明治大学図書館内藤家文書

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

◎岡山藩（藩主池田継政，43万石）の史料

1. （遊行上人來藩記）「部分」延享4年9月，状1 岡山大学図書館池田家文庫
2. 遊行上人於常念寺御賄方留帳 延享4年9月 二冊 岡山大学図書館池田家文庫
3. 遊行上人御馳走留 延享4年 一冊 岡山大学図書館池田家文庫

〔末寺側の史料〕

◎山形県光明寺の史料

1. 遊行上人逗留日記帳抜 延享元年4月10日～2月3日 一冊

◎高田称念寺の史料

1. 御条目 延享元年11月 状一
2. 条目添状写 延享5年 状一

◎尾道常称寺の史料

1. 遊行51代賦存上人之御記録 延享2年11月 一冊
2. 遊行51代賦存上人日鑑 宝暦4年2月 一冊

◎益田万福寺の史料

1. 遊行上人御移御普請竹木積帳 延享2年8月，一冊
2. 遊行51代賦存上人大衆帳 延享2年12月 一冊
3. 遊行51代御移記録 延享2年 一冊

◎中萱津光明寺史料

尾州御移御届使僧記録写 宝暦4年2月21日 一冊

◎十日町來迎寺の史料

1. 条々（末寺掟）延享元年10月 状一
2. 上人様御來臨献立 延享元 状一

以上であるが、この末寺側の史料も『遊行日鑑』の記事とすべて対応するという風にはいかない。つまり藩と末寺と合計9か所の中で、平藩のみの部分が遊行日鑑に欠落していて照合不可能であるが、あとの8か所は照合できる。遊行上人側・藩主側・末寺側の対応史料が一か所で完結することはなく一か所で三つの立場の分析することはできない。しかし藩主側のもので2か所、末寺側のもので6か所、それぞれ『遊行日鑑』に照合することが可能である。

では何故このような廻国記録が本山側・藩主側・末寺側に残されたのか、その作成意図について少し検討してみたいと思う。

第5節 廻国史料作成の意図

廻国史料作成について三者に共通していえることは、前例にのっとり準備するため基本台帳を作る、ということである。たとえば『遊行日鑑』寛保3年8月11日の条によれば、「光明寺御逗留に付、為大衆御扶持惣且中より錢拾六貫百六拾四文目録献上也、先年一法上人（49代）御移之節は（作）無柄善候而、古金拾三兩差上候由聞伝候」とあるように、上人滞在中の生活費を檀家が負担してい

るのであるが、前例を強調し、それに比べ今回は少ないこともまた強調している。同じようなことは『遊行日鑑』延享元年9月6日の条にもみられる。この時は庄内領の吹浦という所に泊っているがここでは何の御馳走も出さなかった。このことについて、

「快存上人(50代)日鑑には御馳走にて一宿も御領主より御賄之由相見候、然共近年困窮故省略也」とのべている。つまり50代上人の日鑑に記されたこととこの度の接待の差を批判しているわけである。このことから考えるに、歴代の遊行上人は少なくとも何代か前の上人が作成した日鑑を持ち歩いてきたことになる。つまり前例を常に検討していた様である。宝暦4年3月3日の条にもそのことが伺える。遊行上人が浜松教興寺に接待方を依頼したのに対する浜松側返書として、「賦国上人(48代)御修行之節者、御馳走有之候也、其故者御領主江戸浅草之元来之知音故事ニ候、四十九代(一法)五十代(快存)両上人之時馳走無之候、依之此度之御修行ニ御馳走可有之哉、不候哉之義難計候由申来候」

つまり48代、49代、50代の三代にわたっての藩主の対応を検討した上で、浜松教興寺は上人に問い合わせているわけである。教興寺側か藩主側にこの3代の時の記録があったことがわかる。さらにもう一例引いておこう。宝暦4年6月5日の記事で、見付の西光寺・省光寺に伝馬の先触れを出すかどうかということである。

「私云、一法様(49代)日鑑に御触は常之通指出候而、省光寺・西光寺両寺之旦中打寄荷物相運候と相見候、賦国様(48代)之日鑑ニ者其沙汰無之候」とみている。48代・49代の日鑑と照合しながら書いていることがわかる。やはり先述のように日鑑を携行していたと考えるのが当然であろう。

以上のように遊行側においても、末寺・藩主側においてもこの種の記録が保存されているのは、遊行廻国に際してその前例が強調されることによると思われる。そしてその前例はどの程度逆のぼって有効かといえ、これまで『遊行日鑑』の記事を見て来た上限が48代賦国上人である。とすればこの時期あたりから上人側も受け入れ側も前例を強調しはじめたと考えられる。というよりも正確なスケジュールによる廻国がルール化した時期と考えることができよう。賦国が廻国をはじめたのが宝永5年(1708)とすれば、ほぼこの頃あたりがその制度の確立期といえよう。一方本山の清浄光寺に『遊行日鑑』が残っているその上限も48代賦国上人廻国の後半部分すなわち正徳元年(1711)である。そしてここにみるように賦存上人の廻国(1743~1754)の時期からしても34~5年前の賦国上人の『遊行日鑑』が上限であったことがわかる。とすればやはり遊行上人の詳細な廻国日記が書継で作成されるようになったのは賦国上人からと考えてよいかと思う。

第二章 賦存上人廻国と藩主の対応

では次に賦存上人の廻国について、藩主の保護・末寺の対応・上人と民衆の3つに分けてその実際の様子を検討してみよう。

第1節 積極的に保護した藩主

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

	地 域	大 名	米献納高
1	金 沢	前 田 氏	150俵
2	福 井	松 平 氏	95〃
3	広 島	浅 野 氏	50〃
3	秋 田	佐 竹 氏	50〃
3	庄 内	酒 井 氏	50〃
6	山 口	毛 利 氏	39〃
7	会 津	松 平 氏	30〃
7	盛 岡	南 部 氏	30〃
7	福 山	阿 部 氏	30〃
10	小 浜	酒 井 氏	20〃
10	津和野	亀 井 氏	20〃
10	米 沢	上 杉 氏	20〃
10	山 形	堀 田 氏	20〃
10	富 山	前 田 氏	20〃

これまで見て来たように、遊行上人は他宗派の大本山の上人（あるいは法主・大僧正）などと異なり、伝馬朱印馬五十疋、人足五十人の徴発権を幕府から与えられていた。このため遊行上人は廻国先で馬と人足を徴発するのは勿論のこと、その他さまざまに要求も同時に藩主に出していた。そして諸大名はその要求に応じているということは幕府御朱印の威光の強さであった。秋田藩と岡山藩について詳しくその様子を検討するが、その前に諸大名が自国に上人が来た時にどの位の米を献上していたか、日鑑の中から整理しておこう。もっとも滞在日程によって多少の差は考えられるが、とくにここではとりあ

げないこととして、次の表にまとめてみた。

『遊行日鑑』には上人に対する保護の様子が全部書き上げられているわけではないので、一応の指標にしかならないが、上の表に関しては加賀金沢藩とびぬけて多い。ついで福井・広島・秋田・庄内の四藩がこれに続いている。さらにみると、保護の比重は東北・北陸・中国筋の大名に多い。それ以外の地域はきわめて少ない。また岡山藩などは記されていないがこれについては秋田藩とともにくわしく後述する。

また、藩からの保護は米のみに限らずもっと多くの種類の品が献上されている。たとえば結城の常光寺に上人が到着した寛保3年2月29日の条をみると、「御前味噌一樽、次の味噌一樽、醤油一樽、薪十五駄、炭十俵、常住目録に上る、殿様より常住被遣候、目録銀三枚、米拾五俵御前ニ上ル」とみえている。下総国結城藩主水野氏（一万八千石）は米十五俵とともに味噌・醤油など調味料から薪・炭など燃料、さらに銀3枚に至るまで献上している。また盛岡教浄寺に上人が滞在していた延享元年7月12日、藩主南部氏（28万石）は使者横井三治郎を派遣して次のような目録を渡している。それによると「八木（米）三十俵、昆布一折、青銅二十貫、別紙目録真木三十間、炭百俵」とみえ、ここでも米・昆布・薪・炭・銭などを渡している様子が伺える。またその他滞在中必要なこまごまとした品物は、上人が滞在する末寺がととのえていた。たとえば延享元年4月11日、山形光明寺は上人に対して次のような品々を献上している。「常住より目録にて献上覚」によれば「御前米一俵、同白味噌一桶、赤味噌一桶・醤油一樽・酢一樽・奈良漬一桶・味噌漬一瓶・水油一樽・小豆三升・青豆三升・黒豆三升・塩三升・御煎茶三袋・大衆煎茶一箱・炭十俵・薪百七十束・柴三十束、この外ご逗留中御入用次第」ということであった。また同4月16日の条をみるに、「野菜十品光明寺知行所5ヶ村庄屋・組頭・百姓共献上」とあり百姓達からの献上品もあったようである。まことに詳細に気をくばってととのえていることがわかる。延享元年5月12日仙台の真福寺についても同様のことが記されているのでみてみよう。「常住より献上目録之品」によれば「野菜料金三百疋、白米二俵、味噌、醤油一樽、油一升、炭二俵、薪十束」とある。もっともこの時仙台藩主

伊達氏（62万石）からは1日前に目録が届いており、「金二両、玄米六石（15俵）、味噌五拾貫、薪百丸、塩一俵、熾炭六瓶」が献上されていた。割合に大きな消費物資は藩主が、こまごまとしたのは末寺が、それぞれ負担していた様子がわかる。

ではこれ以外に藩はどのような保護を与えていたであろうか。まずあげられるのは時宗末寺に対する修復・改修の援助であろう。

寛保3年9月4日、下館藩主石川氏は遊行上人の宿寺となる蔵福寺を改修している。「居間畳表替十畳、同二畳重本堂式畳台御札棚并半畳、御湯殿・雪隠其外」を修復した。また延享元年7月14日の条をみると、盛岡教浄寺に対し南部藩は「御札棚九尺二間、こけらふき本堂左之方御枿子棚五尺四方ニ而、こけらふき門内箱番所壺つ、物頭警固等之相詰候番所壺つ、是もこけらふき也、境内不残本堂迄表替（中略）やねも大破之処は不残ふきかへ、小破之処は修復被仰付、門内ニ大衆領壺軒、十五間ニ三間、是を四間ニ遍とり各よしす、天井日差壺軒之事、手水鉢壺つつつ、雪隠も式軒、湯殿壺軒、井戸壺口大衆寮は萱ふき也」といろいろの事をした。かなり大がかりな修理であったようである。畳の表替は全部、さらに屋根の葺きかえのみならず新しい建物もいくつかたてた。庄内藩鶴岡の長泉寺についても延享元年9月9日の条には次のように記されている。「御領主よりの御修復は所々破損本堂内陣之畳、御居間・御次之表替・御札棚・二畳台等也、御湯殿之類勿論也、大衆下宿新宅二間に三間寮数七軒出来」とある。二畳台というのは遊行上人が座る所を指しており、御札棚というのは上人が賦算をする時の札棚であろう。湯殿は風呂場、下宿とはお伴の僧達が宿泊する場所で、二間に三間すなわち六坪十二畳程度の部屋を七軒建てたということである。末寺側からすれば上人の廻国にあわせてこの機会に増改築がなされたわけである。高田の称念寺でも藩主榊原氏から改修の費用が出され、「領主より出来候品御札棚つくろひ、其外畳百畳程中寮方さしかへ、御湯殿道具等候」（延享元年10月22日の条）ということであり、さらに「常住（称念寺）いたし候は雪隠等に被成候也」と、称念寺が自前でしたのは厠のみということであった。このように寺の修理修復には藩から役人がやって来て行なった例がきわめて多い。

しかしそのような中で例外もなくはない。たとえば越後十日町来迎寺は、「会津中将様御領地ニ而、御移ニ付来迎寺江為修復之金子二拾両被下候由」と金で渡されている。しかしいづれにしても各藩では遊行上人の廻国にあたって末寺ならびに宿舎に多大な援助をしており、上人を積極的に受入れていたようである。

しかし各藩がきそうようにして遊行上人の廻国を受け入れ、それに援助を与えている中で、それに抵抗した藩主もあった。その例をいくつかとりあげてみておきたい。

先にみたように遊行上人の来国は藩主にとってはかなりの経済的負担を意味した。そのため表向きとは別に実際には「敬して遠ざける」傾向が強かったことは否めない。とくに遊行上人にとっては好意的史料であるはずの『遊行日鑑』に所収されているそのような事実を語るいくつかの事件を賦存上人廻国の記事の中から拾ってみよう。

第2節 上人廻国を拒否した藩主

遊行上人の来国を拒否したのは岩国藩・宇和島藩・今治藩・高知藩・和歌山藩・名古屋藩の6つの藩である。一つずつその理由をみてみよう。

まず岩国藩主吉川氏(6万石)から延享2年11月13日、遊行上人に申し出が伝えられた。それによると、「御城下水損故、家中町共ニ困窮致候故御除被下候様」とのことであった。岩国城下は水害のため侍も町人も大変困窮しているため、今回は来藩を取りやめてほしいというのである。結局遊行上人は広島から可部～本地～今市～浜田～三隅～益田のコースをたどり岩国に立寄らなかった。

次は宇和島藩(10万石・伊達氏)である。日向国志布志海徳寺に滞在している遊行上人のところへ宇和島藩から手紙が来たのは延享4年2月20日のことであった。少し長い引用してみよう。

大膳大夫領分近年作毛不熟、一統時節柄、旁以内分不如意ニ付、専儉約被申付、家中之者へも用立等被申付、家中一統稠敷儉約仕罷有候、右之通之儀ニ御座候得者、此度者御断申達度候得共、段々御巡行之儀ニ候得者、強而其段も申兼候、弥当領へも御巡行之儀に御座候得は、御一二宿之儀は手狭にて不勝手には可有御座候共、寺院之内御宿坊ニ可申付候と、近年不作の為領内では儉約令を施行していること、それゆえ本当は御断りしたいのであるが、それでは上人のスケジュールに差支えると思われるので強いて拒否はしない、しかし一・二宿にしてほしいこと、また宿は手狭であるが寺を宿舎にしてほしいこと、などを申し入れて来た。これに対して上人側は早速返事を出しているがそれには、無駄な饗応は必要ないこと、宿は狭くてもやむをえないこと、滞在は1～2日で結構であることが書かれている。おおむね藩の申し入れを受け入れている。しかし化益については、「化益日限之儀者只今より相定難申懸候」と、いささか上人の側も抵抗を試みているようである。そして延享4年5月1日、臼杵から出帆、佐賀関で風待ちをして3日六時宇和島に到着した。ところがその日は連絡がうまくとれず船中泊となり、4日朝五時半やっと上陸した。「宿坊待居候事彼是殊之外間違申候、其後為心得委曲書付致候」とはなほ遺憾している。宿舎大超寺へは四時到着しているが、船着場からこの寺まで一里半もあったと、ここでもかなり不平をならしている。しかしこの滞在中の宇和島藩の態度にはかなり好感を持ったように記されている。たとえば、「一法上人御修行之節者当地殊之外困窮ニ付、兩三日御逗留旅籠払ニ而御行、此度も右之通に致度様子に相見江候処、先使以働公儀より御賄に相成候、今晚御前料理壺汁三菜、大衆壺菜也、尤御滞留中右之通御座候由也」と、先使の僧のはからいと断ってはいるが滞在中の賄を藩主持ちとさせている。そしてここには12日迄滞在した。大超寺には8日間いたことになる。そして13日六時出発した。最初の話では1～2日程度といいながら実際には8泊9日の滞在であった。宇和島藩もまた大変であったようだ。

今治藩(3万5千石・松平氏)から連絡があったのは延享4年5月4日のことであった。その書簡には、

御宿坊申付候様被仰付下候之処、爰元参勤時節故、事之外取込、且六月中に東武にて、嫡子主水正(定温)婚姻之大礼等も執行申事御座候間、内々御憐察被下、当所御立寄被遊候之儀、御用捨被下候様仕度御座候

とあった。丁度参勤交代の時期にあたること、松平定温の婚礼があることなどの理由で経済的にも苦しく、充分な対応ができないので当藩には立寄らないでほしいというわけである。これに対して賦存上人は、幕府の朱印で我々は廻国していること、15日間ばかり当所に滞在したいこと、四国は一遍上人出生の地故是非当地に行きたいこと、などを申し入れた。しかし、結論からいえば取り止めているが次のようなことを申し添えた。

御城下江立寄之儀は相止め候。左様御心得被成候、去ル夏以飛札得貴意候節、御断御座候へ者宜義に存候、諸所逗留之場所御承知之御報相達候而、滞留之日限等も去秋中御定致候所に唯今之御断にては指支ニ罷成候事に御座候、後來者御城下化益儀、達而御頼可申遣候

と言葉は選んではいるが要するにスケジュールは決っていて動かしがたいが今回はやめることにした、しかしそれなら何故去夏か去秋に連絡してくれなかったのか、急にこのようなことを申し入れられても我々としては予定がたたない、今後は御城下での化益の便宜をはかってほしい、と一歩も引かぬ姿勢を見せている。しかし結局は今治に立寄らず松山から西条に抜けていった。

高知藩(24万石、山内氏)より上人に書簡が届いたのは延享4年5月7日のことであった。文意は、実は近年打続く不作のみならず、万端不順を以民力相衰(中略)、去年於東武蔵屋敷悉焼失并三田中屋敷長屋火災、此物入夥敷上又候哉、去春以来城下再度之就火災、役屋敷数箇所其他家中大半焼失、市中一円の類火ニ付、右補方彼は無際限忙却之躰御座候(中略)御法務之妨に不相成訳に御座候はは、今度之御巡行御差省被下儀可相成哉

とあった。打続く飢饉と城下大火災の実状を訴え、遊行廻国のとりやめを申し入れて来たのである。これに対して上人側は、一応その状況は理解できるとしながらも次のような申し入れをした。

前年に巡国滞留之日限等も相極め、不順無之様に相考申候、然処に只今に至り御断有之候ては殊外指支罷成候(中略)、殊に四国之地ハ三十三年以前致巡国候儘に而、十五年以前は日州迄致巡国候得共、四国之地都而大凶作、剩牛馬迄相煩通行之儀難成由故、相除申候、此度其御国相除候而は、通行之道筋悉相替り申候而、前後不順に罷成候(中略)御饗応之筋は必御断申候間、何分御造作之義御用捨被成可被下候

と、スケジュールの変更不能、前代賦存上人の時も除いているので33年目になること、接待や宿舎の修復などは不必要であるからと申し入れた。そして賦存上人一行は西条から山越えのコースをたどり土佐の高知へ向ったのである。コースは西条～川原～船木～土居～津根～三島～新宮～馬立～笹ノ峯～立川～葛原～国見峠～国分と通って高知へ着いたのが延享4年6月26日のことであった。そして7月9日に高知を出発するまで12泊13日滞在した。最初の連絡とは異なり饗応をことわることもなく再々受けており、届けられた進物の類も他藩と異なることなくかなりの量であった。あれほどことわって来た高知藩も上人一行を好遇している。遊行上人一行の強引さにまけたという感じであった。

次に和歌山藩(55万石、徳川氏)から連絡があったのは宝暦4年3月23日のことであった。京七条金光寺にいた上人の許に紀伊国藤代浄土寺と和歌山安養寺が訪ねて来た。そして和歌山藩主の意向として次のように伝えた。

近年殿様御儉約ニ付、諸家中並ニ町在迄困窮に付、御修行御無用に可被遊之旨、再三願出候故、無拋御指除被遊候

と、藩内の儉約令施行の様子への、町や農村の困窮を理由に藩主がことわって来たことを説明した。これに対し上人側は

困窮と申事諸国一統に候処を、遮て指止候事、自分にをいて御移り請候事難義存、公辺之儀を申立候筋に相聞候故、此義を相持より一通り吟味をとげ道理分明に申訳相立候、と対応した。即ち、困窮というのは諸国いづれも同じこと、それを表向きの理由として上人を拒否するのは浄土寺・安養寺が自分達が困難なので勝手に申し立てているのではないか、というのである。そして上人の側近に事実関係の吟味を命じている。両寺にとってはとんだぬれ衣であったもいわねばなるまい。この時の上人の立腹も相当なものであったようでこの両寺との面会は拒否、十念も授けていない。やっと十念が授けられたのは4月1日になってからであった。

そのご遊行上人一行は京都～大坂～堺～竜田～笠置～上野～津というコースをとり、和歌山を省略している。四国の時に比べると割合簡単に引きさがっているが、その理由としてはいくつかの事が考えられる。和歌山藩は御三家の一つであり、前將軍徳川吉宗は紀伊藩の出身である。しかも賦存上人は吉宗の伝馬朱印で廻国しているため、將軍の伝馬朱印をかさに藩にせまることができない事情にあったと考えられる。和歌山を通り、一遍上人が示現を得た熊野本宮に参詣することは歴代上人にとっては最大の儀式であったにもかかわらず、簡単にとりやめたのは、やはり和歌山藩に対する刺激をさけたのであろう。しかし宗内に対するポーズとしては末寺である浄土寺と安養寺に対して若干の制裁を加えることも必要であったと思われる。末寺の勝手際に責任を転嫁しつつ一行は津に向けて発った。ところがこのコース変更によってその後の行程に狂いが生ずることになった。普通これまで和歌山藩に滞在し熊野に参詣すれば約1ヶ月はかかる。ところが今回はこれがそっくりなくなったのであるからその分あとの行程が早まったことになる。行く側も受け入れる側も大変であったことは察するにあまりある。

さて次も御三家の一つ**名古屋藩**（62万石・徳川氏）からのことわりである。藩主からの手紙を持って津の遊行上人の許へ使いの萱津光明寺が駆けつけたのは、紀伊でことわられたすぐあとの宝暦4年4月24日のことであった。名古屋藩の埴原金左衛門・高橋司書の連名で遊行上人に宛てた手紙には、

中納言殿近來勝手不如意に被在候、当時堅儉約被申付、諸向江音信等之義も都而断被申候程之事故、御逗留中光明寺手当之品も不被申付候

とあった。名古屋藩が目下儉約中であること、萱津光明寺に対しても何ら手伝いはしてやれないことなどがしたためであった。この時萱津光明寺は、名古屋藩が光明寺にあてた手紙も添えて上人に差し出しているがそれによると、遊行廻国につき光明寺が再三申し入れた援助に対しても、

御修復雑用等都而上より御取繕無之候

ということであった。上人側もこれに対して検討を加えた様子であるが、結局萱津光明寺での滞在はあきらめている。名古屋藩へは次のような手紙を送った。

仮令御手伝無御座候共、致参向結縁申度存候へ共、来月上旬迄最早余日も無御座候故、光明寺支度間合不申候、依之進退致難儀候得共、無是非此度者修行相除申候

と、萱津光明寺の支度が間に合わないことを理由に中止したのである。領主の経済的保護の有無は廻国にとって大した意味はないということも書添え強調している。また光明寺へは

就御儉約に光明寺へ御手当之儀、少分之品も難被成由申来候、依之此度之修行可相除候、と名古屋の保護がなかったことを中心の理由にしている。これは本音の部分であるが、一方たて前の部分についても光明寺へ申し渡している。それによると、

元来於宗門日本回国念仏勸進之本意者、其御領主依賄賂之有無ニ進退相定候事者無之候、一所不住之行脚露命相統候ハハ、麻衣草座之勸進も可致事ニ候、雖然大勢之群集之節、喧嘩口論等無之様ニ、武威之御扶助を相願候事ニ候

と遊行上人廻国に際して領主から力をかりるのは、群集が大勢あつまって騒動がおこらないように警察力をたのむのである、領主からの賄賂経済保護にその目的があるのではない、と強調している。また本来遊行上人は「一所不住」の遊行廻国をすることに宗教的実践の実があり、命続く限り破衣で勸進僧となって行脚を重ねるともいっている。末寺に対するポーズとはいえまことに見事なたて前である。しかし萱津光明寺はこの一件の後本山の清浄光寺にのぼりこの時期の『遊行日鑑』を刻明に書写、歴代住職相統の折の什物箱に納め代々引継いでいった。萱津光明寺にとってはいろいろな意味で大事件であったことをうかがわせる。

以上みたように賦存上人の最後の行程で、和歌山・名古屋という御三家の内の二つまでに領内通行を拒否されたということは注目に値する。これまでの賦存上人の遊行廻国に対する評判とまんざら無関係ではないと思われる。そして一方、幕府の朱印の威力がこの二藩には通用しなかったことも興味深いことではある。

さてこの二藩に廻国を拒否されたことは、その後の日程が大幅に変ってくることになった。最初の予定では、

6月上旬橋本教恩寺 6月中旬浜松教興寺
7月上旬見付西光寺 7月中旬見付省光寺
7月下旬沼津西光寺 8月上旬御入山（藤沢清浄光寺）

となっていた。しかし宝暦4年4月25日の回文によれば

5月中旬橋本教恩寺・5月中旬浜松教興寺・5月下旬見付西光寺・6月上旬見付省光寺・6月中旬沼津西光寺・6月下旬御入山とあり、ほぼ1ヶ月半繰り上げられることになった。これらはいずれも東海道筋の時宗の有力な寺ばかりである。遊行上人の側近修領軒が各寺院に書送った文章によると、この時の廻国の時期が早くなったのは、

大坂御修行以来尊躰（賦存）御疲労被遊候間、萱津御修行御除被遊候となっており、73歳になる賦存の老体を理由としている。大坂以来といえば、和歌山藩、名古屋藩の廻国拒否の期間であり、日程があきすぎたわけである。しかし末寺に対しては上人の疲労と説明したのである。

以上のように遊行上人の廻国を拒否した六つの藩に対する上人側の対応もまたさまざまであった。岩国藩・今治藩の場合は藩の申し出に対してコースを変更、宇和島藩・高知藩の場合は再三の拒否にもかかわらず強引に乗りこんでいった。また最後のコースにあった和歌山藩・名古屋藩の場合、日程がかなり狂ってしまったがきわめて隠便に対応している。上人の側も伝馬朱印をいろいろに使っているようである、

以上は遊行上人の廻国記録『遊行日鑑』からみた領主側の対応であった。次には受け入れた領主の接待の実態を、領主側の史料と遊行日鑑をつき合せながら検討してみたい。

先にも少しふれたが領主側の史料の残っている秋田藩と岡山藩についてみてみよう。

第3節 藩主側史料にみる準備の様子

秋田藩の保護 盛岡教浄寺にいた遊行上人賦存から、秋田藩主佐竹右京大夫義峯宛に手紙が出されたのは延享元年7月19日のことであった。その文言は

来月（8月）中旬頃其御城下声躰寺江相移神勅之御札致弘通度候、其節宜頼入存候（国典類抄）とあり、8月中旬声躰寺にて賦算をするからという申し入れであった。7月22日、秋田藩から賦存上人に返事が出された。

承知仕、被入御念候儀存候右京大夫在府ニ付追而可相達候（国典類抄）と家臣達の連名で書かれていた。この時藩主佐竹義峯は江戸屋敷にいたようである。

遊行上人のコースは8月15日大館泊、16日綴子泊、17日飛根泊、18日豊岡泊、19日阿婦川泊、そして8月20日秋田声躰寺に到着した。藩主佐竹氏から早速献上目録が届けられている。それによると「白米五拾俵、粳俵ニ付三斗入、味噌三樽、粳樽ニ付式拾五貫目入、塩粳俵但し三斗入、薪七釜、粳釜ニ付四方六尺三寸、炭五拾俵、粳俵ニ付五貫目入、水油粳樽但し三斗入、蠟燭式百挺、銀拾枚」（遊行日鑑）というものであった。上人は9月3日の出発まで12泊13日の日程で秋田声躰寺に滞在した。この時秋田藩が声躰寺にほどこした普請をみると、

御領主右京大夫様より為御馳走御修復、御算棚、本堂・方丈畳表替・御湯殿・厠等、修領軒寮三間に四間畳新に出来、外之寮三間に拾五間、御立諸道具下寮仲間に至迄手間無之様ニ被仰付候也（『遊行日鑑』）

という具合で、かなり声躰寺にテコ入れしている。秋田藩主佐竹氏は遊行上人を積極的に保護した大名の一人である。賦存上人の時もその例外ではなかった。とくに遊行三十二代普光上人は佐竹一族の出身といわれるので、とりわけ時宗と佐竹氏のつながりは深かった様である。佐竹氏が中世以降佐竹義重・義宣に至るまで在城していた常陸国は佐竹氏の保護もあってきわだって時宗寺院の多いところである。このような事情もあって、遊行上人の方も佐竹氏とはきわめて深い信頼関係があったようである。8月23日には藩の主だった役人達4人がそれぞれ金二百疋を献上している（国典類抄・日鑑）。9月3日、上人一行は居ごちの良かった秋田をあとに一路本庄へと向ったのである。

岡山藩の保護 延享3年2月4日の『遊行日鑑』の条によれば「来卯延享四御修行先案内御書被遣候扣」という記事がみえ、日向国福岡～兵庫真光寺に至る迄、すなわち九州・四国・中国の上人廻

国地へ手紙を出していることが記されている。その場合一通はその土地の藩主にあてて、もう一通は宿舎にあたる時宗末寺にあてて出していることがわかる。

さて、岡山藩にもこの時出された延享3年2月1日付の手紙が残っている。その文言によると、一翰致啓達候、弥可為御堅固御勤仕珍重存候、然者遊行上人巡行ニ付、来卯（延享四年）九月中旬頃於其御城下神勅之御札被致弘通度存候、依之其節宿坊被仰下候様、御世話なから御頼申遣候、とあり、遊行上人役者修領軒から岡山藩寺社奉行にあてたもので、ここでは、来年の9月中旬頃岡山城下での賦算の許可願と一行の宿舎の手配を依頼している。この時上人一行は山陰の萩に滞在していた。すくなくとも岡山藩に対しては1年7か月ばかり以前に連絡がとられていたことがわかる。尤もこの手紙は2月1日付であるが岡山に到着したのは3月23日であった。岡山藩は早速前例を検討した上で翌3月24日、寺社奉行広沢喜之介の名前で返書をしたためた。

御札致拝見候、就者遊行上人御巡行被成候ニ付、来卯九月中旬頃於当城下神勅之御札御弘メ被成度由、其節御宿坊用意可仕旨被仰聞御忝上之趣、致承知候 恐惶謹言
と、城下における上人の布教活動と宿坊の手配を了承している。藩側の上人受け入れの準備は延享4年7月23日に動きはじめた。藩家臣団のうち上人滞在中の宿舎常念寺詰めを申し渡されたのは池田造酒・丹羽蔵人・小島儀左衛門・森本与惣兵衛・湯浅新兵衛・大村武左衛門・菅田猪大夫・馬場宇右衛門・笠原用伯・布施玄珪・榎友悦・内田太郎右衛門・塩見弥太夫・村主為右衛門の14名、この外御馳走役としては

下方覚兵衛・小堀彦左衛門・生駒弥五右衛門・武藤平右衛門・薄田兵右衛門・森川藤七郎・広沢喜之介
の7名が決まった。

7月29日、寺社奉行広沢喜之介は徳島に滞在の修領軒に飛脚二名を送り、宿舎は常念寺に決ったこと、岡山に到着の日を連絡してほしいことを申し入れた。さらに8月6日高松へ使いを送り再度到着の日を確認している。この2回の連絡について『遊行日鑑』の記載を捜してみるに、7月29日の連絡については記事がないが、第2回目の8月6日の分については記録されている。『遊行日鑑』の8月9日の条に「備前国岡山寺社（奉行）広沢喜之介殿より飛札到来、御移之時節問合来ル（中略）追付御返書」とみえる。何日に到着するのか記されていないが、岡山藩側の記録『遊行上人御馳走留』によると、「讃州高松ニ而書状指出し返答取帰九月二十日頃にも御当地へ可罷越哉、尤四五日以前ニ先僧可指越由申来ル」と記されているので、到着を9月20日としていたようである。その4～5日前には先使の僧が打合せに来るとのことも確認している。8月8日には岡山藩は遊行上人一行滞在中の宿舎を、常念寺の外に大福寺・大楽院・薬師坊・玉峯院を指名しているそして約1ヶ月前の8月25日には、上人逗留中の「御馳走帳」一冊が池田杵より寺社奉行へ渡されていることが記録されているが、この帳面は現存しない。

9月18日の夜、いよいよ先使の僧が岡山にやって来た。日鑑によると9月17日の条に、「今朝御先使洞雲院御出立、伴僧林道・薫了（中略）岡山迄川船にて参候」とみえている。津山から岡山まで川船で三人の使僧が行ったようである。この時の記録を岡山藩の『遊行上人御馳走留』によって

みると、先触の書状として次のようにしたためられている。

覚

一、御朱印伝馬五拾疋 一、人足五拾人、御朱印之外に、一、馬拾六疋、人足三拾五人、支度頼入候、右者遊行上人来廿一日当城下（津山）發出其日周匝休、佐伯一宿、廿二日一日市休、夫より備前岡山御城下江被相移候、尤川舟にて被罷通候而、其節無滞様ニ支度可有之候、已上、この書面をみると、幕府から許可されている50人、50疋をはるかにこえる人馬の手配を要求している。

9月19日、岡山藩の役人達は宿舎となる常念寺・大福寺・大楽院・薬師坊・玉峯院を見廻った。その結果は、

常念寺者上人^(マ、)之居居成候所、対面之間・書院、上間斗表替、其外ハ損シ候所斗リ繕替ニ相成、下宿坊ハ表替なしに有来りの畳にて、仮湯殿雪隠等出来
ということであったことが『遊行上人御馳走留』に記載されている。これで見ると最少限の修復であったので、早速次のようなことを申し入れた。おそらくこの時は3人の先使の僧も立合ったのではないと思われる。同じく『遊行上人御馳走留』によると、

常念寺本堂札配り所并竹垣指待場一ヶ所、表門内ニ引廻詰所并足輕番所、台所江足輕番所壺ヶ所、裏門内ニ同番所壺ヶ所、小作事方小屋壺ヶ所、表門前ニ惣供小屋壺ヶ所并勝手向手狭ニ有之ニ付、台所之裏ニ小屋壺ヶ所、其外所々小用并雪隠等出来、何茂小作事方より被仰付候、と記されている。かなりの人出のあることを予想して番所と便所の増加を要求している。これは岡山藩として予想できなかったことであったと思われる。遊行上人に群参する人々のふりわけまでを考えるのは先使の僧の役割であったのだろう。しかし急にといわれても寺側にとっては経済的にも処置しかねることでもあり、小作事方がその作業を行なうようにと指示したようである。そして宿舎の寺に遊行上人を泊めることを納得させるため寺社奉行広沢喜之介は次のようなことを寺に申し入れている。

遊行上人発足已後右小屋懸等不残御寺へ被下候、下宿坊も右同断
すなわち上人が出発したあとこれらの造作はすべて寺の財産としてよいということである。常念寺以外の四か寺は畳の表替えをしていなかったのが表替えすることを命じた。そして「相済已後四ヶ寺へ御銀三枚宛被遣」としている。上人来藩の直前になって不十分な所が出て来た時の藩側のあわてようと、末寺の対応がわかる面白い史料である。

9月20日、岡山藩は領内の村々へ遊行上人が通行の時は猥りがましき事のなきようと触れを出した。9月21日にはやっと常念寺の繕作事・畳表替・小屋懸などが完成した。早速役人達が駆けつけて点検した。最後に堂内の清掃と境内境外の掃除も忘れず命じた。

一方上人の一行は『遊行日鑑』によると9月21日津山を出発し、川船にのり周匝で一休み佐伯村で泊、翌22日六ツ時に出船して一日市・藤井村で一休みして七ツ時岡山城下常念寺に入った。この時の一行の人数は『遊行上人御馳走留』によると、大衆43人・中間11人合せて54人としている。なおこの日の川船は、上人は高瀬船にのり、このほか供船三艘、荷物船六艘、雪隠船一艘の計十一

艘であった。この夜の食事は二汁五菜、大衆は二汁三菜であったが大衆には酒と肴・吸物は出していない。勿論これらはいずれも岡山藩の賄であった。この食事についても先使僧は、滞在中の食事はすべて藩賄が前例とのべて要求しているが、岡山藩としても随行人数の多さを理由に拒否している。しかし上人側の再三の要求について折れ、上人一汁三菜、大衆一汁二菜程度、さらに酒は表立っては出せないが要望があったとき、吟味の上で出すようにするが、これ位でかんべんしてほしいと申し入れ、結局滞在中の食事はすべて藩の賄ということを知した。

食事についてももう少し記してみよう。周匝での昼食は本陣でとっているが、「強飯・饅頭、煮ざかな、吸物、かさのめし」が出されている。夕飯は佐伯村であったが「いり酒、向（指身・上ヶ麩・はずね・色かんてん・海そうめん・わさび・きん九年母）・汁（細大根・藍茸）・飯・香物（なら漬瓜・ぬか漬大根）」、二の膳は「すまし汁（焼やうのいも・のり）・脇付和物（かんぴよう・木くらげ）・煮物（松たけ・柚）・焼物（牛房・大椎茸）、茶請（水くり・かわたけ）・御茶菓子（やき饅頭・巻せんべい）・薄茶・せんじ茶となっており、さらに佐伯村での朝食は「汁（野菜・椎茸）・向（酢和・大根・水こんにやく、上ヶ麩・はずね・とさかのり・木くらげ・きん九年母）・飯・香物（なら漬瓜・ぬか漬大根）」、二の膳「すまし汁（松茸・柚）・脇付和もの（里いも・きし和へ）・煮物（上ヶ豆腐・こしょうのこ）・焼物（上ヶこんふ・ゆば）茶請・お茶菓子（うとんこ餅）・薄茶・せん茶、であった。一日市村の昼食は「みそ吸物（ふきいも・浅草のり）・煮物（上ヶ豆腐・こせうのこ）・かさのめし・香物（なら漬瓜・ぬか漬大根）・ひたし物（葉人參）・和物（葉からし）・せんじ茶」という風になっている。酒・さしみなども出ているが、上人はこの時すでに66歳であったためか、野菜を中心としたものが多いようであった。これなどはすべて、おそらく先使の僧が申しつけた献立であったと思われる。大衆にも上人より一菜おとしてふるまったとあるので、一行54人にこれだけの料理をととのえるのはさぞ大変なことであったと思われる。まして何日かの滞在ともなればさまざまな意味での負担はかなりのものであったと察せられる。

第三章 賦存上人の廻国と末寺と信者

第1節 末寺側の対応

さて次には末寺の側の史料で賦存上人の廻国の様子を見ていくことにしよう。その史料が残っている末寺は、光明寺（山形市）・来迎寺（十日町市）・称念寺（上越市）・常称寺（尾道市）・万福寺（益田市）・光明寺（甚目寺町）の6か寺である。しかしこのうち山形の光明寺、尾道の常称寺・甚目寺町の光明寺の史料はいずれも後年『遊行日鑑』から自分の寺の部分抜き書きしたものである所以ここでは除き、これ以外の三か寺の史料についてみていこうと思う。

十日町来迎寺に賦存が滞在したのは延享元年10月16日～20日の4泊5日であった。一行は16日に小千谷から到着して20日には松代にぬけている。来迎寺に現存する史料はわずかに二通であるが、その内の一通に「遊行51世賦存上人様御光臨献立」というがあるので紹介してみよう。

膾（めうと・くり・きくらけ）・御汁（かぶらな）・煮物（にんじん・竹の子・くわい）御飯・

かうのもの。二の膳は猪口（あへもの・かたのり）・御汁（湯豆腐・小口茄子・せり）。三の膳はいり酒・指身（こんにやく・いそかき・しいたけ・岩たけ・かんでん）・茶碗（わさび・酒麩）・向詰（松たけ・山のいも・れんこん）・重引（牛房・ゆり・ぎんなん）・御茶・御菓子。後段、小皿（焼味噌・青のり・柚子）・御汁・猪口（大根汁）・蕎麦切・吸物丸豆腐、と以上のように記されている。種類も多く仲々の御馳走である。

高田の称念寺（上越市）に入ったのは22日のことであった。ここは7泊8日の滞在である。10月29日には糸魚川にむかった。この称念寺では「末寺掟」を称念寺並に越後の末寺に布下している。十日町来迎寺にも同文の写しがあるが、差出人は遊行五十一世賦存から宛先は高田称念寺となっている。全文5か条からなっているが、特に注目すべきは第3条・第4条である。まず第3条は

配下之末山諸願等於有之者、先規之通称念寺江相願可申、触頭より之添状無之、直罷出候而者、於本山不取上事

越後は清浄光寺からきわめて遠い地にあるので、越後一国の末寺は触頭たる高田称念寺の支配を受けべきことを強調している。清浄光寺の代理というか中本寺的役割が称念寺に与えられているわけであり、本末関係における寺格の差を明らかにしたものといえる。

倫旨不致頂戴僧、着香衣候儀、従古来堅雖為停止、自然若色衣着用候者も有之候ハ、急度可被申付事（第4条）

倫旨というのはこの場合遊行上人の許可という程度の意味であろうが、その上人の許可をえずして勝手に色衣を着てはならぬということである。僧は僧階によって決められた衣の色があり、認可は上人の専決事項であった。そのことを明確にして僧侶のランクをみださないようにという意図であった。このように第3条では寺格の位置づけ、第4条では僧階の厳守を強調している。この例からもわかるように、遊行上人は廻国の先々で、その地に則した本末関係の強化を、いいかえれば末寺統制をしているということである。

末寺側の史料が割合い揃っているのは益田の万福寺であろう。「遊行五十一代賦存上人大眾帳」によれば、遊行一行の随員の名前がすべて書上げられている。主だったところをあげてみると、修領軒は京都聞名寺慈門・洞雲院は国府津蓮台寺順察・興徳院は当寺（益田万福寺）上足順教・東陽院は樽井金蓮寺玄瑞・常住庵快薫・等覚庵慈天・慈照軒円竜（万福寺弟子）臥龍軒弁順（万福寺弟子）・文峰軒善超・万生軒了達などの役僧拾名、以下中老九名・浮給仕八名・茶執司四名・御番衆式拾式名の合計五拾三人に仲間拾式人、合せると総勢六拾五人ということになる。これだけの人達の食費だけでも容易なことではなかつたろう。

またこの廻国に際して行なった修復の様子は『遊行御移御普請竹木積覚』に記録されている。それによる普請場所は、

札棚一軒・番所一軒・方丈一軒・湯殿一軒・雪隠一軒・下宿一軒・下宿付湯殿・雪隠二ヶ所・賄所二ヶ所

となっている。これに対して『遊行日鑑』の方は延享2年12月晦日の条に次のように記されている。

惣御修復・惣置表替・御札棚・御居間・式置台迄、湯殿・雪隠等、下寮五軒長屋、是は材木にて被仰付候

両方の記載にやや差はあるが、万福寺にとってもかなり大がかりな修復であったことが伺える。とに角準備万端ととのった。

12月22日御先触が来た。それによると「人足五十人・伝馬五十疋」を出してほしいこと、コースは「24日可部泊、25日本地泊、26日市木泊、27日今市泊、28日浜田泊、29日三隅泊、晦日益田万福寺着」であることがわかった。人馬の利用については『遊行上人御移記録』によると、

熊野御神殿八人、同台持式人・御免傘式人・対挾箱四人・御朱印長持四人・台傘式人・網輿八人・堅傘式人・茶弁当式人・用挾箱式人・両掛挾箱式人・合羽籠五ツ拾人・右御手廻人四拾八人、長持四掉三拾二人、小長持掉六人・上人膳具四人・御宝物杓子三人・御灯掛一人・御役僧乗物四人・合羽籠式人・両掛挾箱式人・^(六)〆五拾四人、^(百拾)惣〆百式人

御本坊乗下式拾壱駄、駄荷拾五駄、下宿荷物三拾駄、〆六十疋(六十六駄カ)、この他駕籠五拾挺とあり、いやは大変な量である。御朱印伝馬并人足は50人50疋であるのに対して、実際には110人の人足と66疋の馬の徴発である。さらに駕籠50挺とあれば、最低2人ずつ人がついたとしても100人いる。人足合計210人と馬66疋というのが実数である。もっともこの区間は中国山脈をこえる難所であるから、荷物の多い一行にとっては大変だったことはわかるが、これだけの人馬を連日出す方も並大抵ではなかったと思われる。この旅程で難行したことは『遊行日鑑』にもみえている。たとえば可部から本地への旅程では、

此処より本地へ道法里、大難処雪中故大衆不殘駕籠にて式里半斗来、可部峠と云大難所の峠ありとするされている。12月下旬なので雪もさぞやと思われるが、随行の僧はのこらず駕籠にのったというが、それをかついだ人足も苦行であったことだろう。荷を運ぶにしても人を運ぶにしても雪中動員された人達は苦勞なことであった。しかしコース通り、12月晦日には益田万福寺に着いた。この年は閏12月があったので、翌年の1月13日の出発まで43日間、上人一行は万福寺に滞在した。この間御本坊下宿惣賄人3295人とみえている。大変な数であった。

このようにそれぞれの末寺は遊行上人の廻国にあたっては大がかりな支度に忙殺されている様子が伺える。何故このような接待を末寺がしなければならなかったのかこれもまた一つの大きな問題である。

第2節 信者と上人のつながり

ここでは上人と信者のつながりについてみたい。その様子がわかる過去帳入り、院号・法名の授与、開帳、賦算化益を中心にして検討していきたいと思う。

過去帳入りとは、歴代の遊行上人が、廻国の折に過去帳を携行しており、信者は特別にそこに記入してもらい後生をねがうというものである。過去帳に記入してもらえば極楽浄土は保証されたも同然である。

この過去帳入りをするのは、領主やその一族といったような上層武士階級や大商人等が多かった

第五十一代遊行上人賦存の廻国について

ようである。いくつかその例を拾い出してみよう。

沼田藩主本多紀伊守正珍の場合は、寛保3年閏4月、布施善照寺に滞在していた賦存上人から過去帳入りの報が届けられた（この時はすでに駿河田中藩に移っていた）。善照寺の案内で、

殿様へ矢除一、平素麵一箱御礼、御過去帳入・御名号一

と、お札・名号・ソーメン等とともに過去帳入りがゆるされたことが報じられた。

延享4年10月15日岡山藩主池田継政は、城下の常念寺に滞在していた賦存上人に過去帳入りを依頼している。『遊行日鑑』には

昨日以寺社奉行小判三拾両来候なり、御先祖代々過去帳御付回向報謝なり

と記されており、この時謝礼として三拾両届けていることがわかる。現在清浄光寺に保存されている『遊行過去帳』によれば、51代賦存上人のところに池田家の分がみえており、欄外に「卯9月23日より於備前岡山常念仏寺化益」として次のように池田家先祖の法名が記されている。

養源院殿心光宗伝大居士・護国院殿雄岳宗英大居士・国清院殿泰叟玄高大居士・興国院殿俊岳宗傑大居士・通源院殿天質義晃大居士・曹源寺殿湛然德峰大居士・隣松院殿・竜峯院殿・清泰院殿・法清院殿・盛徳院殿・天珪院殿・山猷道也・菊英幻芳・如電恵光・天球院殿・養徳院殿・大義院殿・福照院殿・智光院殿・円盛院殿・成徳院殿・真証院殿・祥雲院殿・涼泉院殿・馨香院殿・清鏡院殿・慈雲院殿・心空宗幻・幻覚妙沕・了幻院殿・芳顔花神・電心幻如・真観如幻・祥林院殿・寂照院殿・清霄院殿・高照院殿・正宗寺殿・大竜寺殿・海禅寺殿・雲竜院殿・少林院殿・大乘院殿・格巖院殿・清徳院殿・大雲院殿・良照院殿・善応院殿・安養院殿・致祥院殿・承国院殿・春溪院殿・松寿院殿・長光院殿・権咲華程・桃源院殿・本高院殿・松巖院殿・全徳院殿・利清院殿・光岫稚電・英霊幻秋・一空幻泡・即幻院殿・霊樹院殿・養林院殿・円泰院殿・天樹院殿・連珠院殿・智春童女・長寿院殿・晴雲院殿・自性院殿・英岳自性・春岩幻光・恵林智光・幻空了縁・覚林恵球・虚霊道観・影雲幻泡・桂巖紹空・金露信女・剛祐信女・観夢信男・消鉄信男・豊幻信女・富善信女・寿幻信女・靖巖院殿・亮徳院殿・法雲院殿・源誉久意・長誉栄久信女・寧国院殿・見性院殿・真乗院殿・正脈院殿・戒光院殿・定光院殿・円明院殿・宝積院殿・海会院殿・霊照院殿・泰心院殿・教外院殿・教学院殿・福寿院殿・国瑞院殿・栄光院殿

右百十一尊霊者

心定院殿慈眼円通大姉

松平大炊頭殿御先祖也

御家人也

為御先祖尊霊等証大菩提

以上のように先祖代々過去帳入りしたわけであるが、それにはかなりの費用がかかったようである。

しかしこの過去帳入りは大名クラスに限られていたわけではない。それ以外の例をあげると、寛保3年8月17日条（『遊行日鑑』）

笠間御城下田中善左衛門御過去帳入頼ニ来ル

とある。田中善左衛門なる人物の職業も身分もわからないが、笠間藩主は井上正経であるから藩主ではなさそうである。いずれにしろ庶民が簡単に記入されることはなさそうである。

では次に院号・法名の布下についてみてみよう。寛保3年(1743)正月22日の条に(日鑑)赤坂村厳浄寺且中宗雲・同塚田伝兵衛・吉田藤兵衛院号被下候御札に上ル、先祖代々へも被下と、時宗末寺の檀那に賦存が院号法名を布下している様子がわかる。院号法名は正徳2年49代一法上人が定めた「在家法名被下候御免御報謝料之事」によれば、報謝は金二百疋とみえている。これは決して安い価格ではない。おそらく有力者が経済力がある檀家であったと思われる。

寛保3年2月18日下野国壬生藩主鳥居伊賀守忠意の家中鳥居頼母に血脈と法名を授けている。その様子は、

今日御血脈法名共に願来る。菩提所は禅宗之由使之者咄承知、院号等は菩提所へ御遠慮之節にて、法名は青巖道松居士と書付嘱被成候事とあり、時宗以外の檀家にも血脈や法名を与えていることがわかり大変興味深い。しかしさすが院号は菩提寺に遠慮して与えてはいない。

寛保3年4月13日には、無量院に滞在中の賦存は、当寺檀方当寺代々世話致中興之由御聞被遊、院号・居士号被下候と、無量院の檀家に院号・居士号を布下している。これも一法の前掲の史料によれば、居士号は銀三枚ということになっている。

寛保3年閏4月16日には、布施善照寺に滞在していたが、後藤善左衛門へ昨日院号・居士号之法名被下候付、為御報謝金三百疋献上候と、後藤善左衛門なる人物に居士号・院号を与えている。その謝礼として金三百疋が献納された。

寛保3年閏4月20日には本郷本福寺に滞在していたが、この時は本福寺の檀家惣代に法名を下布している。

本福寺檀頭沢田五郎兵衛夫婦院号・居士号願御報謝差上候処、壹両御受納也、と沢田五郎兵衛が謝礼金壹両を払っていることが記されている。

延享2年(1745)10月5日、賦存は稲光万福寺に滞在しているが、その時万福寺の檀家惣代に法名を授けた。

当寺檀頭九兵衛、惣兵衛へ院号被付血脈下候
この場合は院号と血脈を布下している。

以上の例はいずれも檀家の中でもかなり有力な者に対しての布下であり、もらった者も一人か二人程度であった。ところがこれに対して次の例は注目すべきである。

鹿児島国分常念寺の場合である。延享4年(1747)正月16日の条によると、国分常念寺檀中院号・居士号・大姉号・御血脈十九幅願候所、院号・居士・大姉之儀者無由緒御免無之事、依之吟味候所、御先代御修行之時分も相願被仰付候由、達而相願申来候付、無抛御宥免有之候、併後代ケ様之願出有之候とも御取上無之儀と存候。とみえている。50代上人快存が国分を廻国した部分は残念ながら記録が残存していないので、確かめることができないが、ここで許可

していることをみると書きつけの通り前にも申し出たという前例があつたのであろうと思われる。院号・居士号・大姉号を上人廻国ごとに十九幅も願い出るとはおどろくべき数字である。この寺以外は先にみた様に、檀家惣代一人かせいぜい二人程度であったことからすればこれは注目すべき例外といえよう。大姉号は先述の一法の定めた規定によれば銀三枚である。院号・居士号・大姉号を一セット布下してもらつたと、銀六枚と金二百疋ということになり、相当な謝礼の額になるわけである。

開帳

開帳は遊行歴代上人の廻国の中で、宗教活動の大きい柱の一つであった。そこでここでは、その内容を、開帳の実態、開帳の収入、開帳を要望する人々、上人廻国に便乗した末寺の開帳の四つにわけて検討してみたいと思う。

まず開帳の実態からながめてみると、寛保3年(1743)3月9日下総国結城常光寺の場合であるが、

役者老人伴僧四人宝物日中等拜見被致、本堂左之方ヲ仕切、毛せん屏風ニテかこむ、種々御馳走被遊候、

と、本堂一角を仕切って、開帳を興行している様子がうかがえる。そして五人の僧侶達が立合っている様子がわかる。どの程度のものを出品していたのか定かではないが、たとえば延享4年(1747)8月1日阿波国徳島城下の真言宗持明院で、賦存一行が出品した品数は、

役人中宝物一覽有之度所望ニ付、十品ほと開出也

とみえ、ここでは十品程度見せている様子がわかる。これは遊行一行が所持していた長持等に入れられていたものであり、遊行上人縁起絵巻・かじめのしやくし、熊野権現曼荼羅、来迎図等であった。そしてその折は解説者が、それぞれの什物の説明をしている。たとえば、寛保3年2月17日下野国卒島新善光寺において開帳の時は、

今日宝物開帳、絵説仙雅・哲道・拙全手伝に中老衆皆出ス也、

と、みえている。このような絵をみせながら解説している様子がわかる。

さてつぎに開帳による収入をみてみよう。もとより『遊行日鑑』はその収入台帳ではないので、わずかに書かれている数字のみでしかないが、寛保3年5月24日～5日の記事にみえる。

今日宝物開帳之參銭壹貫三百四拾三文有之也、(24日)

宝物之開帳參物壹貫百拾八文有之候、(25日)

これは下総国新井田称名寺に滞在している二日間のための収入であるが、もしこのような数字が全国で平均的なものとして出せるとしたならば総収入は莫大なものとなると思われる。

しからば開帳を望んだのは、どういうクラスの人々であつたろうか。藩主ならびにその家族が所望した例は、延享元年5月9日陸奥国亘専念寺に滞在していた時のことであつたが、

昨日御息女(伊達安房守息女おさき)參詣之節宝物拜見被成候節、世話いたし候もの共江目錄来ル、云々

とあり、藩主の娘が専念寺へ出向き秘仏秘宝等開帳させている様子がわかる。また同月19日、仙台真福寺に賦存が滞在して折には、藩主の城へ出向き、城中にて出開帳を行なっている。

伊達安房守様依御所望御宝物御屋敷迄被遣候、絵説臥竜軒哲道・弁順相添、と、絵説役を派遣している様子がうかがえる。この様な藩主并に家族の例は各地で散見できる。つぎに藩の役人達の例についてみてみよう。寛保3年5月5日下総国佐倉光勝寺に滞在しているとき、佐倉藩の寺社奉行にみせている。

寺社奉行依望宝物開帳本堂の内陣にて致也。

と、光勝寺の内陣へ寺社奉行を招き興行している様子がわかる。

延享3年5月28日、肥前国唐津浄土宗浄泰寺に滞在した折には、

寺社奉行奥方并町奉行宝物拝見被仰付候也。

とあり、また延享3年9月17日、肥後国熊本城下浄土宗阿弥陀寺に滞在した折は、

寺社・御馳走人、其外諸役人中・下宿坊中不残宝物拝見依願、今日其通り被仰付候事、

と、役人達多数がみている様子がうかがえる。

つぎは、いわゆる武士ではないと思われる人々が要望した例をみてみよう。

寛保3年正月25日、下野国佐野涅槃寺に滞在していた時のことである。

常寺(住)且中依願宝物開帳廿七日ニ被仰付候、

同年2月16日、下野国卒島善光寺に滞在したとき、

卒島(新善光寺)且那其依願御宝物開帳、

同年8月18日、常陸国住吉教住寺に滞在の折、

住吉(教住寺)且中依願今日御宝物開帳、と、それぞれの寺の且中とか且那とか記していることから察するに、農民や町人達が、これらの開帳興行に参加したことを伺わせている。

つぎに遊行上人の廻国の折人出が予想されるので、これに便乗して末寺の秘仏を開帳を行なった例をいくつかあげてみよう。

たとえば寛保3年閏4月29日下総国佐倉光勝寺は「閻魔」を開帳している。同年8月12日には常陸国那珂湊光明寺は「地藏尊」を、延享2年5月25日、越前国井川新善光寺は「本尊」を、延享2年10月20日には出雲国乃木善光寺が、それぞれかねての秘仏を開帳している様子がわかる。そしてその開帳の理由は、一般的には末寺の堂塔伽藍の修復をその目的にしている。末寺にとっても遊行上人に群参する人々を経済的収入の道に利用しない手はなかったと思われる。

以上のように、賦存は各地で携行していた宝物の類を開帳しながら、勸化の旅をつづけた。恐らくそこでとかれたのは、一遍上人の一代記を絵柄をみせ乍ら解説をまじえつつとき、一方でその流れを汲む当代の遊行上人すなわち賦存上人の人柄とその宗教的すばらしさを説いたものであろう。まさに生き仏としての上人を演出することであった。また受け入れる側の人々は、絵解きの僧の語り口のなかに、はるかにはなれた江戸の町の様子、あるいは京・大坂の文化に直接触れる思いであったろうと思われる。宝物開帳はまさに道具立としては、充分その布教を推進する役割を果たしたといえよう。また全国各地を歩いている遊行一行のこと、他の地域のこと、あるいはより身近かなことを例にひきつつ説得にあたったと思われる。清浄光寺に現存する什物の中でも、遊行上人携行物の箱に入れられた什物の痛みがはげしいのは、何回もいや何十回、何百回となく、各地で人々の

目にさらされたからであろうと思われる。つぎには化益賦算についてみてみたい。

化益・賦算が遊行上人の布教活動の大きな部分をしめていることは、さきにも示したところであるが、しからばどの程度の人を一日に集めえたであろうか、『遊行日鑑』の中から拾ってみたいと思う。しかしこの史料が化益賦算の数を記した台帳ではないので、大半の記事では、その数は記していない。そこで時々散見する数字をつぎにかかげてみたいと思う。

まず 300 人との記録があるのは、氣比神社・京都四条金蓮寺、1800~900 は陸奥国米岡常楽寺。2,000 人は長門国舟木宿・薩摩国宮内正八幡、2,700 人は播磨国立野如来寺。3,000 人は出羽国本庄・越後国村松・長門国舟木。3,800 人は立野如来寺。3,900 人は立野如来寺。4,000 人は竜野如来寺。等である。さらに数千人とみえるのは、阿波国吹田・讃岐国屋島・播磨国加古川教信寺等である。もとよりこの数字はきわめて大ざっぱであるし、遊行上人の側の記録であるため、やや客観性にかけるきらいはあるが、それしてもおどろくべき数字である。またこの数字の下の地名として同じ場所が何回か出ている例もあるが、これはいずれもたまたま一日の総人数が記されていたためであり、この地域に化益賦算が集中していたと見ることはできない。

さてそこで、賦存上人が一か所での賦算記録を地元の側の史料で調べてみると、たまたま、岩城内藤藩の史料にある。岩城平城下の城西寺での化益・賦算の数字をみてみようと思う。延享元年(1744) 2月2日~11日の十日間の化益・賦算に集まって札をもらった人数が書上げられている。

2月2日	925 枚
2月3日	2,950 枚
2月4日	5,379 枚
2月5日	5,996 枚
2月6日	3,933 枚
2月7日	4,858 枚
2月8日	4,890 枚
2月9日	3,780 枚
2月10日	3,250 枚
2月11日	339 枚
以上合計	36,300 枚

と、なっている。ところが2月2日は遊行上人賦存が到着した日であり、2月11日は平を出発した日であるので、いずれも一日中化益・賦算に使用する時間はなかったと思われる。それゆえ、この2日間を除くと、8日間で35036枚となる。この8日間のみに限って言えば、1日の単純平均4379枚という数字をうることができる。この原則をさきの例と比較してみると、『遊行日鑑』にみえる2,000・3,000・4,000あるいは数千という数字は遊行上人側のあながち誇張とばかりは言い切れない面をもっているといえよう。ここにみた岩城平城西寺の数字は飽く迄賦つた札の数である。これとは別に札をもらわず、帰ったものもいるであろうし、あるいは踊躍念仏だけに参加したものもいるので、この数よりはもっと増加することも考えられる。

いずれにしろ、遊行上人が廻国の途次賦算・化益で集めた人々の数は驚嘆に値する。何が彼らをそのようになりたてたのか注目すべきところである。

おわりに

第51代遊行上人の廻国の様子についていささか検討を試みた。その結果いくつかのことがあきらかになった。

まず第一に、これまでは、遊行上人といえば鎌倉時代の一遍のことと、普通考えられていたが、その法脈は江戸時代においても続いて、全国廻国行脚を続けていること、

第2に、江戸時代には廻国遊行僧の街道通行がしばしば禁止されているにも拘らず、遊行上人の廻国は大名並の待遇であること、

第3に、各地の藩主達は、こぞって上人の廻国を待ち受け、大いに歓待をしていること、これに対して遊行上人一行は、朱印手形を最大限に活用しつつ、人足や伝馬の利用を、50人・50疋にとどめず、さらに法外な要求をしていること。

第4に、藩主のなかには、領国の不作あるいは藩の財政窮乏を理由に、上人の廻国を拒否するところもかなりあった。もとより、上人側としては、藩主の翻意を一応せまってはいるが、廻国途次でコースを変更することを余儀なくしている例もみえる。

第5に、末寺側にとっては、上人廻国の宿舎に設定されることは、藩主が堂塔伽藍の改築・新築に手を貸してくれることになり、寺としての面目を一新する機会でもあった。

第6に上人廻国の滞在中の費用は、一般には藩主が負担する例が多かったようである。

第7に末寺はこの機会に、上人から僧階や色衣を上昇させてもらうため、積極的にその接待に心をくばっている。

第8に、上人側は一方では、幕府朱印の威光をかざし、経済的保護を藩主にもとめつつ、一方では化益・賦算・開帳・法名布下・過去帳入り、あるいは、宗教的儀式を通じて、宗教的演出を試み上人の周辺はいつも信者の群衆がみられた。

第9に、上人は階層に応じて布教の姿勢をとり、一方民衆は生き仏としての上人の廻国を心待ちしていたようである。

以上のように遊行上人を中心とした信仰は、まさに生きた信仰として人々とらえられていた。これはとりもなおさず村落の寺院が葬祭仏教となり、その布教活動が無力化したことを意味する。

YUGYO-SHONIN'S TRAVEL AROUND THE COUNTRY AND RELIGIOUS FAITH OF THE PEOPLE

Fumio Tamamuro

This thesis is the report of the researches into the ancient documents of Buddhist temples throughout Japan at 87 places, conducted over the period of 2 years from 1978 to 1979.

Edo era (1601-1868) is the period in which feudalistic ranking of one's social status was reinforced. Therefore there rarely were such instances as a Buddhist monk himself travelling around the country as a missionary or directly handing to the people *omamori* (an amulet) or *ofuda* (a charm). Nevertheless, the *Yugyo-shonin* of *Ji-shu* (Ji Sect of Buddhism) at that time were the exception. They travelled from coast to coast and were engaged in the missionary work for some 10 years under the aegis of the *Edo* Government.

The following are what have been made evident by this study: 1) Many *Daimyo* (feudal lords) actively supported the missionary work of *Yugyo-shonin*. 2) Branch temples of *Ji-shu* also welcomed the visit of *Yugyo-shonin*. 3) The faithful showed their veneration to *Yugyo-shonin* as a living Buddha and had blessings in this life and their rebirth in the Paradise promised by receiving *omamori* or *ofuda* from the hand of *Yugyo-shonin*. What is noteworthy here is that people gathered in order to receive *ofuda* or *omamori* from *Yugyo-shonin* are said to have amounted to 5,000 persons per day.

This thesis is to clarify how *Yugyo-shonin* was able to receive such ardent faith among the people and why *Daimyo* or branch temples supported him.